

盛岡市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に係る措置について、同条第14項に基づき市長から通知があったので、同項の規定により公表する。

令和5年1月31日

盛岡市監査委員	村田芳三
同	高橋宏弥
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 令和4年11月28日付け4盛監第37号       |
| 2 対象部署       | 財政部、市民部、農林部、会計課及び公平委員会事務局 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                   |